

## ■ステップ1 地域やまち並みの特徴について

計画地についてご記入ください

現地を歩いてみたり、周辺の建物や自然などを見渡して観察した様子などを各項目に記入してください。

1-1 実施を計画している行為は何ですか。また、景観計画に定めるとの地区に位置していますか。（該当するものにチェック）

※ステップ3では、実施する行為と、該当する地区の欄にご記入ください

### 【行為】

- 建築物・工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- 携帯基地局の鉄塔の設置等
- 太陽光発電設備の設置等
- 屋外における物品の集積又は貯蔵
- 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取
- 土地の区画形質の変更
- 広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更

### 【地区】※地区については、届出の手引きをご参照ください

- 住宅地地区
- 商業地地区
- 工業地地区
- 農地・集落地地区
- 森林・山林地区
- 国道18号沿道地区
- 上信越自動車道沿道地区
- 西毛広域幹線道路沿道地区
- 旧中山道沿道地区
- 鉄道

1-2 地域の特徴を捉えていますか？（自由記入）

・周辺の景観や街並み、使用されている色彩等の詳細

1-3 周辺にはどのような自然がありますか？また、どのような自然が見えますか？（自由記入）

・森林、山、川など具体的な名称があれば、その名称

1-4 地域の歴史、文化を知っていますか？ 周辺地域にはどのような歴史的景観等がありますか？（自由記入）

※例：城址や旧街道、並木、古いまち並み、祭り、イベントなど

・具体的な名称等

1-5 地域を特徴づけている都市施設はありますか？ 周辺地域にはどのような都市施設がありますか？（自由記入）

※例：道路、鉄道、公園、学校、病院、図書館、市役所、駅など

1-6 地域やまち並みの特徴をとらえるために、あなたが工夫した点があったら記入してください。（自由記入）

安中市景観計画 景観届出制度チェックシート

--

## ■ステップ2 まわりからの見え方について

各項目中の選択肢に○をつけてください（その他の場合は、その内容を（ ）内に記入してください）。

2-1 計画地は市内の丘陵や高台、景観計画第3章で位置付けた眺望点などからどのように見えますか？（該当するものにチェック）

- |                                          |                                           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地域のシンボルとしてよく見える | <input type="checkbox"/> まち並みにとけ込んで特定できない |
| <input type="checkbox"/> 場所が分かる程度        | <input type="checkbox"/> 見える場所がない         |
| <input type="checkbox"/> その他（            | ）                                         |

2-2 計画地はどのような場所から見えますか。（該当するものにチェック）

- |                                                          |   |
|----------------------------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 前面道路（東、西、南、北、北東、南西、南東、北西）から     |   |
| <input type="checkbox"/> 近くの交差点から                        |   |
| <input type="checkbox"/> 近くの公園や学校、公民館、その他の公共施設の中から（施設の名前 | ） |
| <input type="checkbox"/> 周辺道路から                          |   |
| <input type="checkbox"/> その他の場所から（                       | ） |

2-3 計画地内には樹木や歴史的な建物など、地域で親しまれているようなものは立地していますか。（ある場合は、その物件の内容を記入してください）

- |                              |   |                             |
|------------------------------|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> ある（ | ） | <input type="checkbox"/> ない |
|------------------------------|---|-----------------------------|

**■ステップ3 景観形成基準への配慮について① 【行為】**

計画されている行為ごとに定められている景観形成基準をご確認の上、今回工夫していることを記入してください。

**建築物・工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更**

**位置に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 当該位置や配置した理由等
- ・ 周辺景観とどのような点が調和しているか理由等

景観形成基準  
 ・ 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。  
 ・ 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。  
 ・ 周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。  
 ・ 隣接地と相互に協力し、オープンスペースの創出に努めること。  
 ・ 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。  
 ・ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。

**規模に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 当該規模にした理由等

景観形成基準  
 ・ 周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。  
 ・ 自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。

**形態に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 周辺景観と調和していると思われる理由等

景観形成基準  
 ・ 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。

**色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 周辺景観と当該物件の色彩が調和していると思われる理由等

景観形成基準  
 ・ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。  
 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。

建築物・工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
	・ 使用した仕上材が周辺景観と調和していると思われる理由等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体としてまとまりのある意匠とすること。</li> <li>・ 歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>・ 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。</li> <li>・ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。</li> <li>・ 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。</li> </ul>
敷地の緑化に関する基準を踏まえ実施した工夫	
	・ 当該植栽を選んだ理由等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の緑化を行うほか、緑を保全すること。</li> </ul>
その他基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。</li> <li>・ 建築物等を撤去した更地は適切に維持・管理を行い、景観の悪化を抑えること。</li> <li>・ 屋外に設置する付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。</li> <li>・ 屋外広告物は周辺景観と調和し、派手なものを避けること。</li> </ul>
携帯基地局の鉄塔の設置等	
規模に関する基準を踏まえ実施した工夫	
	・ 当該規模にした理由等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然景観地や主要道路等の周辺にあっては、望見する山のりょう線から徒に突出しないように配慮すること。</li> </ul>
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
	・ 周辺景観と調和していると思われる理由等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、色彩や周辺環境との調和に配慮するため、「鋼管柱」の採用を検討すること。</li> </ul>
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
	・ 周辺景観と当該基地局の色彩が調和していると思われる理由等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、「濃茶」又は「灰色（低光沢N4.5相当）」を基本に周辺環境との調和に配慮すること。</li> </ul>

**太陽光発電設備の設置等**

**位置に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 当該位置に設置した理由等

景観形成基準

- ・ 太陽光パネルが周辺から望見しにくい位置とすること。
- ・ 周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。
- ・ 周辺との調和を考慮し、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- ・ 隣接する土地の境界から、適度な離隔距離を確保すること。

**規模に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 当該規模にした理由等

景観形成基準

- ・ 周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。

**形態に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 周辺景観と調和していると思われる理由等

景観形成基準

- ・ 周囲の景観と調和する高さとする。
- ・ 建築物の陸屋根に設置する場合には、接地面周囲のパラベットの高さ以下とし、やむを得ずその高さを超える場合にはルーバー等で目隠しをするなど、目立たないようにすること。
- ・ 建築物の勾配屋根に設置する場合には、一体的に見える形態にすること。

**色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 周辺景観と太陽パネル等の色彩が調和していると思う理由等

景観形成基準

- ・ 太陽光パネルは、黒又は濃紺など低彩度・低明度の色彩とすること。
- ・ 太陽光パネルは、反射を抑えたものを採用すること。
- ・ 太陽光発電設備の付属設備等は周辺の景観と調和した色彩とすること。

**意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫**

- ・ 使用した仕上材が周辺景観と調和していると思う理由等

景観形成基準

- ・ 太陽光発電設備を囲うためのフェンス等については、周囲の景観と調和する素材や形状のものを使用すること。
- ・ 必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすること。（営農型太陽光発電設備は除く。）
- ・ 営農型太陽光発電設備については、周囲の農地景観に配慮したものとすること
- ・ 建築物の外壁・屋根等へ設置する場合は、外壁・屋根と調和するものとすること。

**その他基準を踏まえ実施した工夫**

景観形成基準

- ・ 太陽光発電設備及び敷地内は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。
- ・ 設置に際しては、周辺住民への説明を行うこと。
- ・ 安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例等、他法令の規定に基づき設置を行うこと。

**屋外における物品の集積または貯蔵**

○集積、貯蔵の方法及び遮へいに関する基準に近づけるようになんが工夫した点

・敷地内の緑化を行った場合、使用した植栽が周辺景観に調和していると思われる理由等

景観形成基準

- ・道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは離れた場所から集積又は貯蔵を始めること。
- ・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。
- ・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。

**地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取**

○遮へい及び事後の措置に関する基準に近づけるようになんが工夫した点

・敷地内の緑化を行った場合、使用した植栽が周辺景観に調和していると思われる理由等

景観形成基準

- ・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。
- ・掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

**土地の区画形質の変更**

○土地の形状及び緑化に関する基準に近づけるようになんが工夫した点

・敷地内の緑化を行った場合、使用した植栽が周辺景観に調和していると思われる理由等

景観形成基準

- ・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。
- ・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。
- ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、積極的に活用すること。

**広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更**

○広告物の位置・形状・素材色彩等に関する基準に近づけるようになんが工夫した点

・位置・形状・素材色彩等が周辺景観と調和していると思われる理由等

景観形成基準

- ・河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。
- ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。
- ・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。
- ・建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。